

整理番号	経-条不-1
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当 (06-6615-3764)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市国際戦略総合特別区域における事業計画の認定の取消し
概要	大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例では、規定された要件のいずれかに該当したときは、認定を受けた事業計画を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年11月20日条例第105号）第11条 (http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html) ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則（平成24年11月30日規則第246号）第13条 (http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html) ・ 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例に係る実施要領 第12条 (http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html)
処分基準	<p>○条例第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業計画の認定を取り消すことができる。 (1) 第3条第1項の認定の日から3年以内に認定特区事業を開始していないと認められるとき (2) 第3条第4項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認められるとき (3) 第3条第5項各号のいずれかに該当することとなったと認められるとき (4) 第8条第1項の規定による届出があったとき (5) 第9条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき (6) 関係法令の違反その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき (7) 前各号に掲げるもののほか、認定を取り消す必要がある場合として市規則で定める場合に該当するとき <p>2 市長は、前項第2号の規定により事業計画の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>○施行規則第13条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第11条第1項第7号の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 特区事業法人が暴力団又は暴力団密接関係者（法第294条第1項第5号に規定する個人にあっては、暴力団員又は暴力団密接関係者）に該当すると認められる場合 (2) 前号に掲げるもののほか、認定を取り消す必要があると市長が認める場合 <p>○実施要領第12条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、条例第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消したときは、第14号様式による認定特区事業取消通知書を交付するものとする。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html
備考	